

建築士制度小委員会（第6回）議事要旨

日 時：平成19年12月6日（木）10:00～12:00

場 所：国土交通省合同庁舎2号館2A・2B会議室

出席者：村上小委員長、金子委員、木原委員、河野委員、久保委員、笹田委員、戸田委員（代理）、
服部委員、藤本委員、牧村委員、町井委員、三栖委員、野城委員

[議事要旨]

- 前回議事要旨の確認を行った。
- 国土交通省より、小委員会とりまとめ案について、説明があった。
- 委員より、以下の発言があった。

《建築士受験資格の実務経験について》

- ・ 施工管理に関し、建築物全体を取りまとめる業務を実務経験として行っている場合、建築一式工事といったその契約方法に拘らず、広く認めることと出来ないか。空調・換気、電気設備等の施工管理についても、所属する会社等の受注方法によらず認めることで建築業界が活性化していくことが望まれる。
- ・ 建築一式工事の「一式」をとる必要。所属組織で色分けをするのではなく、業務に着目するほうが合理的。
- ・ 建築生産の実態をにらんで、運用上の支障を来たすということのないように配慮すべき。
- ・ 昨今の学生の工学部離れを踏まえれば、将来にわたり、建築技術者、電気・機械技術者を建築業界で確保できるのか、きわめて深刻な事態も予想される。こうしたことも、頭の片方に入れて議論する必要。
- ・ 建築士になってから役に立つ経験と建築士に必要な経験は、明らかに異なり、本来区別する必要がある。したがって、実務経験を余り広げることは好ましくない。
- ・ 大学院教育には、次世代の研究・教育者を養成するという重要な役割もある。大学院における実務経験評価にあたっては、大学院に課せられている使命を歪めることはあってはならない。設計・工事監理等の通常の実務経験と比較して同等と認められる場合には認めることとし、同等かどうかは第三者的に判断してもらうことも一考。

《構造設計一級建築士・設備設計一級建築士について》

- ・ 地方を含め、十分な数を確保できるかが心配であり、弾力的な対応を検討すべき。

《その他》

- ・ 本日の議論を踏まえた、とりまとめの作成については、委員長一任とする。